徳島県告示第５４３号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

鳥獣保護区の名称	区　　域	面　積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針	
				指定区分	指定目的
高丸山鳥獣保護区	勝浦郡上勝町大字旭字古屋敷の三等三角点高丸（標高1,438.7メートル）を起点とし、同所から登山道を北北東及び東に進み標高1,２５５メートルの地点に至り、同所から同登山道を南に進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を南西に約２００メートル進んだ地点に至り、同所から同林相界を東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南東に約１７０メートル進み人工林と広葉樹林帯との林相界に至り、同所から同林相界を西、南西及び南東に進み林道生実八重地線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み古屋敷の西方旭川上流の水源に至り、同所から同水源の谷を南西に上り上勝町と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	29ヘクタール	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	森林鳥獣生息地	この区域の大半は、ブナを中心とする落葉広葉樹林であり、特に高丸神社付近のブナ林は原生林の状態で保存された貴重な樹林となっている。 また、地区全体が高丸山自然環境保全地域に指定されることで、自然環境の保全が図られており、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

橘鳥獣保護区	阿南市津乃峰町の一般国道55号（旧道）と県道津乃峰筒崎線との交点を起点とし、同所から同国道を南及び南西に進み一般国道195号との分岐点に至り、同所から同国道を北西に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	285ヘクタール	同	同	この区域は、阿南市東部に位置し、室戸阿南海岸国定公園に指定されている景勝地である橘湾に面しており、シイ、カシ、コナラ類等の照葉樹林帯に属しているとともに、農業用ため池も多く分布するために、鳥獣の生息に適した環境であると認められる。 また、標高122メートルの通称大谷山の山頂付近は、「阿南やすらぎの里」として整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。
轟鳥獣保護区	海部郡海陽町平井の県道中部山渓轟公園線の王余魚谷橋を起点とし、同所から稜線を北西に進み三等三角点杉宇（標高910.1メートル）を経て海陽町と那賀町との境界線の稜線に至り、同所から同境界線を東に進み鰻轟山の標高1,046メートルの地点に至り、同所から稜線を南東に進み三等三角点請ヶ峰（標高1,009.1メートル）に至り、同所から同稜線を南西に進み標高430メートルの地点を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域	770ヘクタール	同	同	この区域は、海部川源流域の王余魚谷川を含むとともに、常緑広葉樹林から落葉広葉樹林まで多様な自然林が残っており、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。

竜王山鳥獣保護区	美馬市脇町字平帽子の県道美馬塩江線の相栗峠を起点とし、同所から同県道を南に進み市道美馬８号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道美馬628号線（登山道）との交点に至り、同所から同市道を北西に進み林道竜王塩江線との交点に至り、同所から同林道を北西及び南西に進み市道美馬600号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み香川県との県境に至り、同所から同県境を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	200ヘクタール	同	同	この区域は、スギ及びヒノキの人工林を主体とし、その他常緑広葉樹林等の多彩な森林植生を持ち、鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。
滝の宮鳥獣保護区	美馬市木屋平の一般国道438号と県道中野木屋平線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に約100メートル進み歩道との交点に至り、同所から同歩道を北に進み滝の宮谷に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み滝の宮谷に至り、同所から同谷を南に下り一般国道438号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	１ヘクタール	同	身近な鳥獣生息地	この区域は、スギ人工林と広葉樹で構成された森林であり、神社を参拝するだけでなく、鳥の鳴き声等野鳥と親しめる場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の維持を図る。